

府番第137号
総官参第79号
令和2年6月8日

各都道府県番号制度主管部局長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
(公印省略)
総務省大臣官房参事官
(総務省大臣官房個人番号企画室長)
(公印省略)

令和2年6月改版後データ標準レイアウトに基づく
情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、令和2年6月にデータ標準レイアウトの改版を実施する予定としております。

つきましては、当該改版後のデータ標準レイアウト（以下「改版後データ標準レイアウト」という。）に基づく情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（※1）の対象とする事務手続（※2）の一覧を別紙のとおり整理しましたのでお知らせします。

（※1）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

（※2）別紙の「試行運用対象」列に、令和2年6月15日から試行運用を開始する事務手続には「○」を、令和2年6月15日より前から試行運用を継続している事務手続には「◎」を記載しております。

これらについては、住民への周知等に御活用頂くとともに、特に、今回新規に開始される事務等として試行運用の対象としている事務手続が含まれていますので、対象事務手続を御確認頂き、今後の関係府省からの通知等に御留意の上で対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

また、改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日については、令和2年6月15日としますので、併せてお知らせします。

本通知の内容は、関係制度所管府省に対しても周知等を依頼しておりますが、各地方公共団体の個人番号利用事務の所管課においても適切に対応されるよう、貴都道府県内の個人番号利用事務の所管課及び貴都道府県内市区町村（市区町村教育委員会、関係する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対しまして、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

【添付書類】

（別紙 1-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.6.15 時点）

（別紙 1-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.6.15 時点）

（別紙 2-1）【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.6.15 時点）

（別紙 2-2）【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.6.15 時点）

（問い合わせ先）

内閣府大臣官房番号制度担当室 平岡、今村

連絡先

03-6441-3482

i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

（以上）